

吹田市建設工事低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を適用する建設工事の入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 吹田市総合評価落札方式による入札を実施する工事について適用する。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格を低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)といい、調査基準価格は、予定価格(税抜き金額)算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)の合計(1万円未満切り捨て)に、調査基準価格調整額(以下「調整額」という)を加算した額とする。ただし、システムに、障害が発生したことにより紙入札に変更した場合等においては、調整額を加算しない。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項による合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とし、1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。

3 調整額の算出は次のとおりとする。

(1)当該電子入札の開札後、システムにおける入札書提出日時の入札秒数(以下「入札秒数」という。)2桁の数値が最も小さい入札書提出事業者(辞退、無効及び失格等の入札を含む。)の入札書提出日時の入札ミリ秒数(以下「入札ミリ秒数」という。)を「調整額対象数値」とする。ただし、対象となる最も小さい入札秒数2桁の数値が2以上ある場合は、そのうち最も小さい入札ミリ秒数を調整額対象数値とする。

(2)調整額対象数値の上1桁目の数値が偶数であるときは上2桁目以降の数値にマイナス1を乗じた数値を調整額を求める係数(以下「係数」という。)とし、調整額対象数値の上1桁目の数値が奇数であるときは上2桁目以降の数値にマイナス1を乗じた数値から100を減じた数値を係数とする。ただし、予定価格が1,000万円に満たない場合にあつては、調整額対象数値の上2桁目以降の数値にマイナス1を乗じた数値を係数とする。

(3)前号の規定により求めた係数に1千円を乗じた額を調整額とする。

4 調査基準価格は、開札後速やかに公表するものとする。

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格は、その額を下回る入札があった場合、契約の内容に適合した履行がなされないと判断し、低入札価格調査を実施することなく失格とする。

- 2 失格基準価格は、調査基準価格に10分の9.5を乗じて得た額とする。なお、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を失格基準価格とする。
- 3 前項の金額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。なお、1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額を失格基準価格とする。
- 4 失格基準価格は、開札後速やかに公表するものとする。

(調査対象)

第5条 総合評価落札方式による入札において、落札候補者が調査基準価格を下回る価格(以下「低入札価格」という。)で入札を行った場合は、落札候補者の行った入札について低入札価格調査を実施する。

(入札参加者への周知)

第6条 入札公告を行う場合は、次に掲げる事項を公告文等に明記し、入札参加者に対し周知するものとする。

- (1) 当該入札は、低入札価格調査の対象であること。
- (2) 低入札価格で入札を行った者(以下「低入札価格入札者」という。)は、落札候補者となっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 低入札価格入札者は、ヒアリング等の調査に対して誠実に応じなければならないこと。
- (4) 低入札価格入札者は、低入札価格調査に必要な書類を指定された日時までに提出しなければならないこと。
- (5) 指定した日時までに低入札価格調査に必要な書類を提出しない低入札価格入札者が行った入札は失格となること。
- (6) 低入札価格調査に必要な書類のほか、当該工事を主管する室及び課の長が必要とする資料の提出を求める場合があること。
- (7) 第3号に規定するヒアリング等の調査に協力しない低入札価格入札者は失格となること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、落札候補者が低入札価格で入札を行った場合、入札執行者は、落札者の決定を留保し、低入札価格調査を実施した上で落札者は後日決定する旨を全入札参加者に対して通知するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 落札候補者が低入札価格で入札を行った場合は、契約の内容に適合した履行がな

されるか否かを判断するため、落札候補者から次に掲げる事項について書類の提出を求め、必要に応じてヒアリングし、調査するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 配置予定技術者等調書
- (4) 労務者の確保計画
- (5) 過去に施工した公共工事及び履行状況
- (6) その他必要な事項

2 前項の調査については、吹田市建設工事総合評価落札方式実施要領第3条第1項に規定する吹田市建設工事総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員長があらかじめ指定する者(以下「調査担当者」という。)が行うものとする。

3 調査担当者は、当該調査終了後、その結果を審査委員会の委員長に報告するものとする。

(契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合の措置)

第9条 審査委員会における審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、契約の内容に適合した履行を確約する旨の誓約書を徴取するものとする。

(契約後の取り扱い)

第10条 当該工事を主管する室及び課の長は、第9条の規定により決定した者を落札者とする場合、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 低入札価格調査で提出された資料、調査記録の引継ぎを受けるとともに、工事の実施に当たり、施工体制台帳、施工体系図、施工計画書のヒアリングを行い、その内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認すること。
- (2) 施工中は、施工体制及び施工計画書に基づく内容について確認すること。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。